

< I Cキャッシュカード特約規定改定について >

第2条 I Cキャッシュカードの利用

- ・ I Cチップ提供サービス → I Cキャッシュカードへ変更
- ・ I Cキャッシュカードの使用範囲に窓口での利用事項を追加

改定前	改定後
<p>2. I Cキャッシュカードの利用</p> <p>I Cチップ提供サービスは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関の当該サービスの利用が可能な現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)・現金自動支払機・自動振込機・自動振替機(以下、「I Cキャッシュカード対応ATM」といいます。) で利用することができます。</p>	<p>2. I Cキャッシュカードの利用</p> <p>I Cキャッシュカードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関の当該サービスの利用が可能な現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)・現金自動支払機・自動振込機・自動振替機(以下、「I Cキャッシュカード対応ATM」といいます。) で利用することができます。また、<u>当行本支店の窓口にある当行所定の機器においても一部の取引を除き、I Cキャッシュカードを利用することができます。</u></p>

第3条 指静脈認証

- ・ 窓口で I Cキャッシュカードを使用する場合の規定
- ・ 代理人を削除

改定前	改定後
<p>3. 指静脈認証</p> <p>当行は I Cキャッシュカード対応ATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人・代理人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認し、更に認証機で読み取った指静脈情報とあらかじめ I Cチップに登録された指静脈情報とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。</p>	<p>3. 指静脈認証</p> <p>(1) 当行は I Cキャッシュカード対応ATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認し、更に認証機で読み取った指静脈情報とあらかじめ I Cチップに登録された指静脈情報とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。</p> <p>(2) 指静脈情報登録済の I Cキャッシュカードが当行本支店の窓口で当行所定の機器で使用された場合には、<u>当行は指静脈情報について、I Cチップに登録された指静脈情報と当行所定の機器で読み取った指静脈情報において同一性が認定され、かつ使用された I Cキャッシュカードが、当行が本人に交付したカードであることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合は払戻請求書等の届出書類はお客様の必要記載事項のご記入により押印を省略できるものとします。(預金の払出等のお取引には当該口座の通帳が必要です)</u></p>

第4条 ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い

・ICチップ提供サービス → ICキャッシュカードへ変更

改定前	改定後
ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、 <u>ICチップ提供サービス</u> は利用することはできません。	ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、 <u>ICキャッシュカード</u> は利用することはできません。

第5条 第1項 ICチップ読取不能時の取り扱い等

・ICチップ提供サービス → ICキャッシュカードへ変更

改定前	改定後
ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、 <u>ICチップ提供サービス</u> は利用することはできません。この場合、当行所定の方法により、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。	ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、 <u>ICキャッシュカード</u> は利用することはできません。この場合、当行所定の方法により、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。

以上